

旧新潟市長公舎の利活用に関するサウンディング型市場調査 実施要領

1 調査の目的

新潟市（以下「市」という。）は、旧新潟市長公舎（以下「旧市長公舎」という。）の今後の利活用について検討しています。

旧市長公舎は、本市の歴史を今に伝える貴重な建築物であり、市民及び来訪者にとって魅力ある文化資源である一方、現在は十分に活用されていない状況にあります。

当該施設の歴史的価値等を尊重しつつ、民間事業者の創意工夫を活かした利活用を図るため、広く意見・提案を募り、対話を通じて、活用の可能性やアイデア、事業実施の意向を有する民間事業者等を把握することを目的にサウンディング型市場調査（以下「本調査」という。）を実施します。

2 対象施設について

別紙「旧市長公舎サウンディング型市場調査概要」をご参照ください。

3 本調査の内容

（1）本調査の参加対象者

本調査に参加できる者は、民間事業者（個人事業主含む）又は複数の民間事業者で構成するグループ（以下「参加者」という。）とします。ただし、参加者が次のいずれかに該当する場合は参加できません。

- ① 暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成 24 年新潟市条例第 61 号）第 2 条第 2 項に規定する暴力団をいう。以下同じ）、暴力団員（同条第 3 項に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）及び暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する団体
- ② 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条及び第 8 条に規定する処分を受けている団体又はその構成員が関与している団体等

（2）調査項目

次の調査項目について、参加者と個別に対話を実施します。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">① 想定する事業（活用）の内容② 希望する運営（維持管理）方法③ 希望する事業方式（コンセッション、賃貸借、指定管理等）④ 事業実施に向けて市に期待する役割・支援、配慮してほしい事項（用途制限の緩和も含む） |
|--|

※ご提案やご意見のない項目があっても構いません。

※説明資料の提出は求めません。必要とお考えになる場合はご用意いただいても構いません。

4 本調査のスケジュール（予定）

項目	日程
実施要領の公表	令和8年6月8日（月）
個別対話への参加申込	令和8年6月8日（月）～8月3日（月）
個別対話の実施	令和8年6月15日（月）～8月7日（金）
調査結果の公表	令和8年8月（予定）

5 本調査の手続き

（1）個別対話への参加申込

- 受付期間 令和8年6月8日（月）から令和8年8月3日（月）17時まで
- 提出書類 ・様式「エントリーシート」
・会社概要がわかるパンフレット等（PDF形式）
- 提出方法 電子メールに提出書類を添付し、後記7の問合せ先宛に送信
- その他 ・電子メールの件名は、以下のとおりとしてください。

【参加申込】旧新潟市長公舎の利活用に関する
サウンディング型市場調査（事業者名）

- ・添付ファイルも含めた電子メールの情報量が20MB以内になるよう留意してください。20MBを超える場合は、提出前に市へ連絡してください。
- ・現地見学会は原則として実施しませんが、施設の状況確認等を希望される場合には、個別に現地見学の機会を設けます。現地見学を希望される場合は、任意様式により、次の事項を記載のうえ電子メールにてお申し込みください。
 - ・法人名または団体名
 - ・担当者名および連絡先
 - ・見学希望日時（複数候補）
 - ・参加人数

なお、件名は、以下のとおりとしてください。

【見学申込】旧新潟市長公舎の利活用に関する
サウンディング型市場調査（事業者名）

（2）個別対話の実施

- 実施期間 令和8年6月15日（月）
から 令和8年8月7日（金）まで ※土日祝日を除く
- 所要時間 1参加者につき60分程度を予定
- 実施方法 対面形式 又は オンライン形式
- 会場 対面形式の場合、次のいずれかの会場で実施
- ・新潟市役所ふるまち庁舎（古町ルフル）内会議室
住所：新潟市中央区古町通7番町1010番地
 - ・新潟市役所本館内会議室
住所：新潟市中央区学校町通1番町602番地1
- その他 説明資料を準備される場合は、対話する日の前日までに電子メールで提出してください。

(3) 個別対話の日時及び場所の連絡

個別対話の日時及び場所については、参加申込のあった者へ電子メールにて連絡します。希望に沿えない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

(4) 調査結果の公表

調査結果については、参加者の名称を非公表とし、令和8年8月(予定)に市のホームページで公表します。

なお、参加者のアイデアやノウハウ等に配慮し、公表に当たっては、事前に参加者へ内容の確認を行います。

6 その他留意事項

- (1) 本調査への参加に要する費用は、参加者の負担とします。
- (2) 本調査に出席する人数は1参加者につき3名以内としてください。
- (3) 提出書類の著作権は参加者に帰属しますが、提出書類は返却しません。提出資料は事業の検討以外の目的で使用しませんが、情報公開請求があった場合は「新潟市情報公開条例(昭和61年新潟市条例第43号)」関連規定に基づき、公開の対象となる場合があります。ただし、公にすることにより、提出者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものは除きます。
- (4) 本実施要領に関係のない提案など、明らかに本調査の趣旨から外れた提案があった場合には、当該参加者との対話を実施しない場合があります。
- (5) 本調査への参加実績は、事業実施者を公募する際の応募条件や評価対象になるものではありません。
- (6) 提案のあった事業を実施する場合においても、改めて事業者公募を実施します。本調査の提案者による事業実施を約束するものではありません。
- (7) 市及び参加者ともに、本調査の回答内容(対話時の発言も含む)は、その時点での想定によるものとし、今後の事業実施等について、何ら約束するものではありません。
- (8) 必要に応じて追加対話(書面による照会も含む)を行うことがありますので、ご協力をお願いします。

7 問合せ先

新潟市 文化スポーツ部 文化政策課

住 所 〒951-8554 新潟市中央区古町通7番町1010番地 古町ルフル5階

電 話 025-226-2623

E-mail bunka@city.niigata.lg.jp